石運輸第１２２号の２
石運整第２９２号の２
平成２８年７月８日

貨物自動車運送事業者　各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、北陸信越運輸局長から別紙写し(平成28年7月１日付け北信交貨第78号、北信交監第107号、北信技保第35号)のとおり通達がありましたので、了知願います。

石運輸
第464号
28.7.-6
北陸信越運輸局

石運整
第214号
28.7.-6
北陸信越運輸局

北信交貨第７８号
北信交監第１０７号
北信技保第３５号
平成２８年７月１日

石川運輸支局長　殿

北陸信越運輸局自動車交通部長

北陸信越運輸局自動車技術安全部長

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について自動車局安全政策課長及び貨物課長から別紙写し（平成２８年７月１日付け国自安第７１号、国自貨第３１号）のとおり通達があったので、遺漏のないよう取り計らわれるとともに、関係事業者に周知願います。

国自安第７１号
国自貨第３１号
平成２８年７月１日

北陸信越運輸局自動車交通部長　殿

自動車局安全政策課長
（公印省略）

自動車局貨物課長
（公印省略）

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（平成１５年３月１０日付け国自総第５１０号、国自貨第１１８号、国自整第２１１号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人全日本トラック協会会長、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長及び一般社団法人全国霊柩自動車協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

受貨
第101号
28.7.1
北陸信越運輸局

技係
第29号
28.7.-1
北陸信越運輸局

国自安第７１号
国自貨第３１号
平成２８年７月１日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長　殿

自動車局安全政策課長
（公印省略）

自動車局貨物課長
（公印省略）

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（平成１５年３月１０日付け国自総第５１０号、国自貨第１１８号、国自整第２１１号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人全日本トラック協会会長、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長及び一般社団法人全国霊柩自動車協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

別　添

国自安第７１号の２
国自貨第３１号の２
平成２８年７月１日

公益社団法人全日本トラック協会会長　殿
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長　殿
一般社団法人全国霊柩自動車協会会長　殿

国　土　交　通　省
自動車局安全政策課長

自動車局貨物課長

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会（貴機関）においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員（地方実施機関）に対し周知されたい。

別　紙

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について（新旧対照表）

新	旧
国自総第　510号	国自総第　510号
国自貨第　118号	国自貨第　118号
国自整第　211号	国自整第　211号
平成 15年　3月 10日	平成 15年　3月 10日
一部改正　国自総第　330号	一部改正　国自総第　330号
国自貨第　94号	国自貨第　94号
国自整第　96号	国自整第　96号
平成 18年 10月 27日	平成 18年 10月 27日
一部改正　国自総第　588号	一部改正　国自総第　588号
国自貨第　165号	国自貨第　165号
国自整第　180号	国自整第　180号
平成 19年　3月 30日	平成 19年　3月 30日
一部改正　国自安第　55号	一部改正　国自安第　55号
国自貨第　73号	国自貨第　73号
国自整第　48号	国自整第　48号
平成 21年　9月 28日	平成 21年　9月 28日
一部改正　国自安第　119号	一部改正　国自安第　119号
国自貨第　116号	国自貨第　116号
国自整第　93号	国自整第　93号
平成 21年 11月 20日	平成 21年 11月 20日
一部改正　国自安第　9号	一部改正　国自安第　9号
国自貨第　12号	国自貨第　12号
国自整第　7号	国自整第　7号
平成 22年　4月 28日	平成 22年　4月 28日
一部改正　国自安第　169号	一部改正　国自安第　169号
国自貨第　140号	国自貨第　140号
国自整第　144号	国自整第　144号
平成 23年　3月 31日	平成 23年　3月 31日
一部改正　国自安第　77号	一部改正　国自安第　77号
国自貨第　82号	国自貨第　82号
国自整第　148号	国自整第　148号
平成 24年　4月 16日	平成 24年　4月 16日
一部改正　国自安第　32号	一部改正　国自安第　32号
国自貨第　11号	国自貨第　11号
国自整第　35号	国自整第　35号

平成 25年　5月　1日
一部改正　国自安第　210号
国自貨第　98号
国自整第　244号
平成 25年 12月 16日
一部改正　国自安第　282 号
国自貨第　132 号
国自整第　349 号
平成 26 年　3 月 4 日
一部改正　国自安第　203 号
国自貨第　61 号
国自整第　291 号
平成 26 年 12 月 25 日
一部改正　国自安第　104 号
国自貨第　55 号
平成 27 年 8 月 12 日
一部改正　国自安第　156 号
国自貨第　91 号
国自整第　240 号
平成 27 年 11 月 9 日
一部改正　国自安第　71 号
国自貨第　31 号
平成 28 年 7 月 1 日

各地方運輸局自動車交通部長　殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長　殿
各地方運輸局自動車技術安全部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

自動車局安全政策課長
自動車局貨物課長
自動車局整備課長

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）が平成15年4月1日から施行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「規

平成 25年　5月　1日
一部改正　国自安第　210号
国自貨第　98号
国自整第　244号
平成 25年 12月 16日
一部改正　国自安第　282 号
国自貨第　132 号
国自整第　349 号
平成 26 年　3 月 4 日
一部改正　国自安第　203 号
国自貨第　61 号
国自整第　291 号
平成 26 年 12 月 25 日
一部改正　国自安第　104 号
国自貨第　55 号
平成 27 年 8 月 12 日
一部改正　国自安第　156 号
国自貨第　91 号
国自整第　240 号
平成 27 年 11 月 9 日

各地方運輸局自動車交通部長　殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長　殿
各地方運輸局自動車技術安全部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

自動車局安全政策課長
自動車局貨物課長
自動車局整備課長

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）が平成15年４月１日から施行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下

則」という。）について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細部取扱について」（平成2年9月20日付け貨技第88号。以下「旧通達」という。）は、本年3月31日限りで廃止する。

記

第 7 条　点呼等

1.　第 1 項、第 2 項及び第 3 項関係（別紙 2 参照）

(1)～(2)　（略）

(3)　「輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定してる安全性優良事業所（認定が失効した営業所及び認定が取消された営業所を除く。以下「Ｇマーク営業所」という。）をいう。なお、次のいずれにも該当する一般貨物自動車運送事業者等の営業所にあっては、(5)で定める営業所と当該営業所の車庫間で行う点呼に限り、これと同等として扱う。

①　開設されてから 3 年を経過していること。

②　過去 3 年間所属する事業用貨物自動車が第一当事者となる自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号。以下「事故報告規則」という。）第 2 条各号に掲げる事故を引き起こしていないこと。

③　過去 3 年間点呼の違反に係る行政処分及び警告を受けていないこと。

④　地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行った直近の巡回指導において、総合評価が「Ｄ、Ｅ」以外であり、点呼の項目の判定が「適」であること又は巡回指導時に総合評価が「D、Ｅ」、点呼の項目の判定が「否」であったものの、3 ヶ月以内に改善報告書が提出され、総合評価が「Ａ、Ｂ、Ｃ」、点呼の項目の判定が「適」に改善が図られていること。

(4)　「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所又は車庫に設置した装置（以下「設置型端末」という。）のカメラ、若しくは運転者が携帯する装置（以下「携帯型端末」という。）のカメラによって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を随時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものをいう。

「規則」という。）について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細部取扱について」（平成2年9月20日付け貨技第88号。以下「旧通達」という。）は、本年3月31日限りで廃止する。

記

第 7 条　点呼等

1.　第 1 項、第 2 項及び第 3 項関係（別紙 2 参照）

(1)～(2)　（略）

(3)　「輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定してる安全性優良事業所（認定が失効した営業所及び認定が取消された営業所を除く。以下「Ｇマーク営業所」という。）

(4)「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所又は車庫に設置した装置（以下「設置型端末」という。）のカメラ、若しくは運転者が携帯する装置（以下「携帯型端末」という。）のカメラによって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を随時確認でき、かつ、乗務前点呼及び乗務後点呼において、当該運転者の酒気帯びの状態に関する測定結果を、運行管理者等の営業所の設置型端末へ自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を確認できるものをいう。

(5)　同一事業者内のＧマーク営業所において、(4)の機器を用い、営業所間又は営業所と車庫間で行う点呼及び(3)なお書きの営業所において(4)の機器を用い、営業所と当該営業所の車庫間で行う点呼（以下、「ＩＴ点呼」という。）は、以下に定めるところにより行うものとする。	(5)同一事業者内のＧマーク営業所において、(4)の機器を用い、営業所間又は営業所と車庫間で行う点呼（以下、「ＩＴ点呼」という。）は、以下に定めるところにより行うものとする。
①～②　　（略）	①～②　　（略）
③　運輸支局長等への報告関係 ア　ＩＴ点呼を実施しようとする事業者には、ＩＴ点呼実施営業所及び被ＩＴ点呼実施営業所を管轄する運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長（以下「運輸支局長等」という。）に、ＩＴ点呼実施予定日の原則10日前までに別紙3の報告書を提出するよう指導すること。また、(3)なお書きの事業者にあっては、事前に地方貨物自動車運送適正化事業実施機関へ(3)④の要件を確認し、別紙 3 の報告書の 4. の宣誓事項欄に記載するよう指導すること。	③　運輸支局長等への報告関係 ア　ＩＴ点呼を実施しようとする事業者には、ＩＴ点呼実施営業所及び被ＩＴ点呼実施営業所を管轄する運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長（以下「運輸支局長等」という。）に、ＩＴ点呼実施予定日の原則10日前までに別紙3の報告書を提出するよう指導すること。
イ～ウ　　（略）	イ～ウ　　（略）
(6)　2 地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内の一のＧマーク営業所に所属する運転者が、(1)の場合に、同一事業者内の他のＧマーク営業所の運行管理者等により(4)の機器による点呼（以下「遠隔地ＩＴ点呼」という。）を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができるものとする。 ①　遠隔地ＩＴ点呼の実施方法 ア　遠隔地ＩＴ点呼を行う営業所（以下「遠隔地ＩＴ点呼実施営業所」という。）には、設置型端末を設置するとともに、遠隔地ＩＴ点呼を受ける運転者には、当該運転者の所属する営業所（以下「被遠隔地ＩＴ点呼実施営業所」という。）に備えた携帯型端末を携行させるものとする。 イ　運行管理者等は遠隔地ＩＴ点呼実施営業所の設置型端末を使用し、遠隔地ＩＴ点呼を行うものとする。なお、遠隔地ＩＴ点呼の際、運転者の所属する営業所名及び運転者の遠隔地ＩＴ点呼場所を確認するものとする。 ウ　運転者は、乗務を開始若しくは終了しようとする地点又は、第 3 項において規定する点呼（以下「中間点呼」という。）を受けようとする地点において、携帯型端末を使用し遠隔地ＩＴ点呼を受けるものとする。 エ　点呼は運転者の所属する営業所の運行管理者等により行うことが原則であることから、遠隔地ＩＴ点呼の実施は、１営業日のうち連続する 16 時間以内とする。ただし、ＩＴ点呼を実施する場合にあっては、営業所間におけるＩＴ点呼の実施とあわせて１営業日のうち連続する 16 時間以内とする。 ②　運行管理及び整備管理関係 ア　点呼簿に記録する内容を、双方の営業所で記録し、保存すること。 イ　遠隔地ＩＴ点呼実施営業所の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、	（新設）

翌営業日以内とする。）、その記録した内容を被遠隔地ＩＴ点呼実施営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた当該運行管理者等は、遠隔地ＩＴ点呼実施営業所の名称、遠隔地ＩＴ点呼実施者の名前及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。

ウ　被遠隔地ＩＴ点呼実施営業所の運行管理者等は、遠隔地ＩＴ点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を遠隔地ＩＴ点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。

エ　上記事項その他遠隔地ＩＴ点呼の運用に関し必要な事項については、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知すること。

オ　日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成 15 年 3 月 18 日付け国自整第 216 号）により行うこと。

③　運輸支局長等への報告関係

ア　遠隔地ＩＴ点呼を実施しようとする事業者には、遠隔地ＩＴ点呼実施営業所及び被遠隔地ＩＴ点呼実施営業所を管轄する運輸支局長等に、遠隔地ＩＴ点呼実施予定日の原則 10 日前までに別紙 3 の報告書を提出するよう指導すること。

イ　提出した報告書の記載内容を変更しようとする事業者には、変更の実施に先立ち、当該営業所を管轄する運輸支局長等に別紙 4 の報告書を提出するよう指導すること。

なお、報告書を受理した運輸支局長等は、関係する運輸支局長等に当該報告書の内容を通知すること。

ウ　遠隔地ＩＴ点呼の実施を終了しようとする事業者には、遅滞なく、当該営業所を管轄する運輸支局長等に別紙 4 の報告書を提出するよう指導すること。

(7)　2 地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内の一のＧマーク営業所に所属する運転者が、同一事業者内の他のＧマーク営業所の運行管理者等により対面による点呼（以下「他営業所点呼」という。）を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができるものとする。

①　運行管理及び整備管理関係

ア　点呼簿に記録する内容を、双方の営業所で記録し、保存すること。

イ　同一事業者の他営業所の点呼を行う営業所（以下「他営業所点呼実施営業所」という。）の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、その記録した内容を運転者が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者等は、他営業所点呼実施者の名前、他営業所点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。

ウ　他営業所点呼を受ける運転者が所属する営業所の運行管理者等は、他営業所点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を他営業所点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。

エ　アからウまでの取扱いについては、運行管理規程に明記するとともに、運行管

(6)　2 地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内の一のＧマーク営業所に所属する運転者が、同一事業者内の他のＧマーク営業所の運行管理者等により対面による点呼（以下「他営業所点呼」という。）を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができるものとする。

①　運行管理及び整備管理関係

ア　点呼簿に記録する内容を、双方の営業所で記録し、保存すること。

イ　同一事業者の他営業所の点呼を行う営業所（以下「他営業所点呼実施営業所」という。）の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、その記録した内容を運転者が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者等は、他営業所点呼実施者の名前、他営業所点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。

ウ　他営業所点呼を受ける運転者が所属する営業所の運行管理者等は、他営業所点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を他営業所点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。

エ　アからウまでの取扱いについては、運行管理規程に明記するとともに、運行管

理者、運転者等の関係者に周知すること。

オ　日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日付け国自整第216号）により行うこと。

(8)　同一敷地内に複数の営業所が所在するグループ企業（資本関係があるグループ企業をいう。）が、当該敷地内の一のＧマーク営業所の運行管理者等により、閑散時間帯（連続する8時間以内であって、原則、深夜、早朝をいう。）に対面による点呼を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「対面」による点呼に代えることができるものとする。

①　運行管理及び整備管理関係

ア　点呼簿に記録する内容を、双方の営業所で記録し、保存すること。

イ　グループ企業の他の営業所の点呼を行う営業所（以下「他グループ営業所点呼実施営業所」という。）の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、その記録した内容を運転者が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者等は、他グループ営業所点呼実施営業所の点呼実施者の名前、他グループ営業所点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。

ウ　他グループ営業所点呼を受ける運転者が所属する営業所の運行管理者等は、他グループ営業所点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を他グループ営業所点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。

エ　アからウまでの取扱いについては、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知すること。

オ　日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日付け国自整第216号）により行うこと。

②　運輸支局長等への報告関係

ア　他グループ営業所点呼を実施しようとする事業者及び他グループ営業所点呼を受けようとする事業者には、当該点呼を実施しようとする営業所を管轄する運輸支局長等に、当該点呼の実施予定日の原則10日前までに別紙5の報告書を提出するよう指導すること。なお、報告書には、他グループ営業所点呼実施営業所と他グループ営業所点呼を受ける営業所は、資本関係があるグループ企業であることを示す書類及び双方の営業所の位置を示す図面を添付するよう指導すること。

イ　提出した報告書の記載内容を変更しようとする事業者には、変更の実施に先立ち、当該営業所を管轄する運輸支局長等に別紙6の報告書を提出するよう指導すること。

ウ　当該点呼の実施を終了しようとする事業者には、遅滞なく、当該営業所を管轄する運輸支局長等に別紙6の報告書を提出するよう指導すること。

(9)　「酒気帯びの有無」は、道路交通法施行令第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度0.3ｍｇ／ｍℓ又は呼気中のアルコール濃度0.15ｍｇ／ℓ以上であるか否か

理者、運転者等の関係者に周知すること。

オ　日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日付け国自整第216号）により行うこと。

(7)　同一敷地内に複数の営業所が所在するグループ企業（資本関係があるグループ企業をいう。）が、当該敷地内の一のＧマーク営業所の運行管理者等により、閑散時間帯（連続する8時間以内であって、原則、深夜、早朝をいう。）に対面による点呼を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「対面」による点呼に代えることができるものとする。

①　運行管理及び整備管理関係

ア　点呼簿に記録する内容を、双方の営業所で記録し、保存すること。

イ　グループ企業の他の営業所の点呼を行う営業所（以下「他グループ営業所点呼実施営業所」という。）の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、その記録した内容を運転者が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者等は、他グループ営業所点呼実施営業所の点呼実施者の名前、他グループ営業所点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。

ウ　他グループ営業所点呼を受ける運転者が所属する営業所の運行管理者等は、他グループ営業所点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を他グループ営業所点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。

エ　アからウまでの取扱いについては、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知すること。

オ　日常点検の結果に基づく運行の可否決定については、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日付け国自整第216号）により行うこと。

②　運輸支局長等への報告関係

ア　他グループ営業所点呼を実施しようとする事業者及び他グループ営業所点呼を受けようとする事業者には、当該点呼を実施しようとする営業所を管轄する運輸支局長等に、当該点呼の実施予定日の原則10日前までに別紙5の報告書を提出するよう指導すること。なお、報告書には、他グループ営業所点呼実施営業所と他グループ営業所点呼を受ける営業所は、資本関係があるグループ企業であることを示す書類及び双方の営業所の位置を示す図面を添付するよう指導すること。

イ　提出した報告書の記載内容を変更しようとする事業者には、変更の実施に先立ち、当該営業所を管轄する運輸支局長等に別紙6の報告書を提出するよう指導すること。

ウ　当該点呼の実施を終了しようとする事業者には、遅滞なく、当該営業所を管轄する運輸支局長等に別紙6の報告書を提出するよう指導すること。

(8)　「酒気帯びの有無」は、道路交通法施行令第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度0.3ｍｇ／ｍℓ又は呼気中のアルコール濃度0.15ｍｇ／ℓ以上であるか否か

を問わないものである。	を問わないものである。
(10)　第18条第3項の規定により補助者を選任し、点呼の一部を行わせる場合であっても、当該営業所において選任されている運行管理者が行う点呼は、点呼を行うべき総回数の少なくとも3分の1以上でなければならない。	(9)　第18条第3項の規定により補助者を選任し、点呼の一部を行わせる場合であっても、当該営業所において選任されている運行管理者が行う点呼は、点呼を行うべき総回数の少なくとも3分の1以上でなければならない。
第 7 条 2.～第 7 条 3..(1)　（略）	第 7 条 2.～第 7 条 3..(1)　（略）
(2)　中間点呼 ①　点呼執行者名 ②　運転者名 ③　運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等 ④　点呼日時 ⑤　点呼方法 イ．アルコール検知器の使用の有無 ロ．具体的方法 ⑥　酒気帯びの有無 ⑦　運転者の疾病、疲労等の状況 ⑧　指示事項 ⑨　その他必要な事項	(2)　乗務途中点呼 ①　点呼執行者名 ②　運転者名 ③　運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等 ④　点呼日時 ⑤　点呼方法 イ．アルコール検知器の使用の有無 ロ．具体的方法 ⑥　酒気帯びの有無 ⑦　運転者の疾病、疲労等の状況 ⑧　指示事項 ⑨　その他必要な事項
第 7 条 3.(3)～第 9 条の 2　1.（略）	第 7 条 3.(3)～第 9 条の 2　1.（略）
2.　各号に掲げる項目の記録の内容については、「自動車事故報告書の記入の取扱いについて」（平成元年 3 月 29 日付け地車第 45 号、地備第 58 号）に準ずること。このうち、第 4 号の「事故の発生場所」については、当該場所付近の地図に当該場所を表示したものを添付することで足りる。 　また、第 6 号の「事故の概要」については、事故報告規則別記様式の「当時の状況」、「事故の種類」、「道路等の状況」、「当時の運行計画」及び「損害の程度」を記録することで足りる。	2.　各号に掲げる項目の記録の内容については、「自動車事故報告書の記入の取扱いについて」（平成元年 3 月 29 日付け地車第 45 号、地備第 58 号）に準ずること。このうち、第 4 号の「事故の発生場所」については、当該場所付近の地図に当該場所を表示したものを添付することで足りる。 　また、第 6 号の「事故の概要」については、自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号。以下「事故報告規則」という。）別記様式の「当時の状況」、「事故の種類」、「道路等の状況」、「当時の運行計画」及び「損害の程度」を記録することで足りる。
第 9 条の 2　3.～第 27 条　1.（略）	第 9 条の 2　3.～第 27 条　1.（略）
2.　第 1 項の「住民票の写し」は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 19 条の規程を踏まえ、特定の個人を識別する番号（個人番号）が記載されていないもの又は判読・復元できない状態にしたものを提出させること。	2.　「住民票の写し」は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 19 条の規程を踏まえ、特定の個人を識別する番号（個人番号）が記載されていないもの又は判読・復元できない状態にしたものを提出させること。
第 28 条～第 31 条　（略）	第 28 条～第 31 条　（略）
	附則　（略）

附則　（略） 附則　（平成 28 年 7 月 1 日付け国自安第 71 号、国自貨第 31 号）改正後の通達は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。	

別　紙　３

（報告書の例１）

ＩＴ点呼・遠隔地ＩＴ点呼に係る報告書

（新規）

平成　　年　　月　　日

〇〇運輸局　〇〇運輸支局長　殿

住　　所
氏名又は名称
代 表 者 氏 名　　印
（連絡先）　担当者　　電話番号

ＩＴ機器を用いた点呼を下記のとおり行いたいので関係書類を添えて報告します。

Ｇマーク営業所　　：営業所間、営業所車庫間、営業所遠隔地間で実施可能
Ｇマーク以外の営業所：営業所車庫間で実施可能

記

１．ＩＴ点呼を行う営業所・車庫

営業所・車庫名称（ＩＴ点呼実施側又はＩＴ点呼を受ける側の別を記載）	ＩＴ点呼の実施位置（遠隔地の場合は「遠隔地」と記載）	Ｇマーク認定番号及び認定の有効期間（Ｇマーク以外の営業所にあっては「Ｇマーク以外」と記載）	使用するＩＴ機器の名称	ＩＴ点呼を行う時間帯

２．ＩＴ点呼開始予定日　　平成　　年　　月　　日
３．添付書類　ＩＴ機器のパンフレット等、性能が分かる書面
４．宣誓事項（次の項目に該当する場合は、□にチェック（✓）を記入　巡回指導結果についてはＧマーク以外の営業所のみ記入）

□　ＩＴ点呼を行う施設は、都市計画法等関係法令の規定に抵触せず、かつ、同施設の使用権原を有するものである。

□　地方貨物自動車運送適正化実施機関に照会し、直近の巡回指導結果が次のとおりであることを確認した。　巡回指導を受けた年月日　平成　　年　　月　　日
改善報告を行った年月日　平成　　年　　月　　日
・総合評価　　（アルファベットを記載）　・点呼の項目の判定　　（適否を記載）

別　紙　３

（報告書の例１）

ＩＴ点呼に係る報告書

（新規）

平成　　年　　月　　日

〇〇運輸局　〇〇運輸支局長　殿

住　　所
氏名又は名称
代 表 者 氏 名　　印
（連絡先）　担当者　　電話番号

ＩＴ機器を用いた点呼を下記のとおり行いたいので関係書類を添えて報告します。

記

１．ＩＴ点呼を行う営業所・車庫

営業所・車庫名称（ＩＴ点呼実施側又はＩＴ点呼を受ける側の別を記載）	ＩＴ点呼の実施位置	Ｇマーク認定番号及び認定の有効期間	使用するＩＴ機器の名称	ＩＴ点呼を行う時間帯

２．ＩＴ点呼開始予定日　　平成　　年　　月　　日
３．添付書類　ＩＴ機器のパンフレット等、性能が分かる書面
４．自認事項（次の項目に該当する場合は、□にチェック（✓）を記入）

□　ＩＴ点呼を行う施設は、都市計画法等関係法令の規定に抵触せず、かつ、同施設の使用権原を有するものである。

別　紙　４

（報告書の例２）

ＩＴ点呼・遠隔地ＩＴ点呼に係る報告書

（変更・終了）

平成　　年　　月　　日

〇〇運輸局　〇〇運輸支局長　殿

住　　所
氏名又は名称
代 表 者 氏 名　　印
（連絡先）　担当者　　電話番号

ＩＴ機器を用いた点呼を下記のとおり（変更・終了）したいので報告します。

記

１．変更又は終了する営業所・車庫

営業所・車庫名称（ＩＴ点呼実施側又はＩＴ点呼を受ける側の別を記載）	ＩＴ点呼の実施位置（遠隔地の場合は「遠隔地」と記載）	・終了の場合「終了」 ・追加の場合 「Ｇマーク認定番号及び認定の有効期間」	使用するＩＴ機器の名称	ＩＴ点呼を行う時間帯

２．変更日又は終了日　　平成　　年　　月　　日

３．添付書類

追加、変更されるＩＴ機器のパンフレット等、性能が分かる書面

４．宣誓事項（次の項目に該当する場合は、□にチェック（✓）を記入）

□　ＩＴ点呼を行う施設は、都市計画法等関係法令の規定に抵触せず、かつ、同施設の使用権原を有するものである。

別　紙　４

（報告書の例２）

ＩＴ点呼に係る報告書

（変更・終了）

平成　　年　　月　　日

〇〇運輸局　〇〇運輸支局長　殿

住　　所
氏名又は名称
代 表 者 氏 名　　印
（連絡先）　担当者　　電話番号

ＩＴ機器を用いた点呼を下記のとおり（変更・終了）したいので報告します。

記

１．変更又は終了する営業所・車庫

営業所・車庫名称（ＩＴ点呼実施側又はＩＴ点呼を受ける側の別を記載）	ＩＴ点呼の実施位置	・終了の場合「終了」 ・追加の場合 「Ｇマーク認定番号及び認定の有効期間」	使用するＩＴ機器の名称	ＩＴ点呼を行う時間帯

２．変更日又は終了日　　平成　　年　　月　　日

３．添付書類

追加、変更されるＩＴ機器のパンフレット等、性能が分かる書面

４．自認事項（次の項目に該当する場合は、□にチェック（✓）を記入）

□　ＩＴ点呼を行う施設は、都市計画法等関係法令の規定に抵触せず、かつ、同施設の使用権原を有するものである。

別紙 5　～　別紙 6　（略） 別添　（略）	別紙 5　～　別紙 6　（略） 別添　（略）